上院特許改革法案(S3818)に対する司法委員会マークアップ延期

2006年9月29日 JETRO NY 澤井

上院司法委員会(委員長アーレン・スペクター議員、共、ペンシルバニア)は、本日(29日)予定していた特許改革法案(S3818)に対するマークアップ(逐条審査)を、時間切れにより延期とした。当初28日に予定され、本日に繰り越されたものだが、上院本会議における他の法案審議と重なったため、審議は10分足らずの短時間で終了。同時に予定されていた連邦裁判所各判事の任命手続きのみで散会したもの。

議会広報官によれば、今回マークアップが延期された各法案については、中間選挙 (11月7日)後のレームダック・セッション又は次会期(第110議会)に延期されるとしている。なお、議会カレンダー¹によれば、中間選挙を控え10月6日を議会休会の目安としているところ。

同上院特許改革法案は、既報の通り、ハッチ上院司法委員会知的財産小委員長(共、ユタ)及びリーヒ同委員会ランキング委員(民、バーモント)の連名により、8月3日に「Patent Reform Act of 2006」(ハッチ・リーヒ法案、S3818法案)²³として、上院に提出されていたもの。

かかる上院法案提出時のハッチ小委員長の「修正ありうべし」との言から、その内容に変更も予想されるが、提案時の法案を見るに、我が国としても関心の高い「先発明主義」から「先願主義」への移行、「全件 18ヶ月公開制度」の導入、「全分野への先使用権の拡大」が明記されている。ただし、「先願主義」規定は、出願前 1 年以内の先行技術に対しては、当該出願に係る「発明」時により、新規性が否定されない場合もあり得る(§ 102 (a)(1)(B))など、我が国「先願主義」とは異なる内容であることに留意が必要である。

(了)

¹下院: http://www.house.gov/house/2006 House Calendar.shtml

上院: http://www.senate.gov/pagelayout/legislative/two_column_table/2006_Schedule.htm

²2006年8月4日付け知財ニュース「ハッチ上院議員が特許改革法案(S3818)を上程」を参照。

³ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109 cong bills&docid=f:s3818is.txt.pdf